

研究論文評

(2002年度研究論文No.0207, 2003年度研究論文No.0317, No.0318, No.0319, No.0322を含む)

研究運営委員会

委員長 深尾 精一

委員 加藤 信介, 高田 光雄, 谷 直樹,
中島 明子, 初見 学, 福川 裕一

総評

本年度の研究論文集には、34編の論文が掲載された。本来掲載される対象である2004年度研究助成32件内の29件と、2003年度以前の研究助成のもの5件である。2003年度以前の研究助成で論文提出が求められていたものは9件あったが、その内の4編は本年度も掲載することができなかった。なお、2004年度研究助成で論文集に掲載されなかつた3件は、主査からの延長申請があり、研究運営委員会で認められたものである。来年度にしっかりとしりた論文として提出されることを期待したい。

本年度は34編と、今までにない数の論文が掲載されている。決して潤沢とはいえないそれぞれの助成金額のことで、多大な力が注がれたであろうと想像される研究がほとんどであり、運営委員会としても助成研究の選別に時間をさいた甲斐があったと言えよう。

近年は、レベルの低い成果物の提出がなくなってきたが、掲載に値しないと運営委員会で判断された論文は、次年度の再提出をお願いしている。したがって、この研究論文集は、査読付き論文としての質を十分に確保していると考えている。審査は公表されている7名の委員による合議制であり、提出された論文に対し、様々な議論がなされている。その結果も反映させた研究評が掲載されることも、本助成制度の初期からの特徴であるが、その評論は一旦主査に示され、反論等を受け付け、場合によっては修正を行っている。

さて、提出された論文の内容であるが、本年度も、建築史・住宅史の分野に、高度な研究成果を上げたもの、有用な資料の集積が行われたものが見られた。ややもすると拡散しがちな住宅に関する研究の中で、焦点を絞りやすいということはあるにせよ、評価されてよいであろう。

また、建築学の研究者が、他の分野の研究者と組んで申請し助成対象として選ばれた研究も増えてきている。本年度の研究選奨として選ばれたものにも、歴史学や美術史学の研究者と組んで、成果を挙げたものがある。その一方で、他分野の研究者と組んだ研究であるにも関わらず、学際的な成果が報告されていないものもあり、残念である。近年、学際的な研究が盛んに奨励されているが、研究資金獲得のための安易な連携は慎むべきであろう。住宅の研究は、そもそも総合的アプローチが強く求められるはずであり、建築学の細分野が連携した研究

こそ推奨されるべきであろう。本年度の研究選奨論文には、そのようなものも見られた。逆に、分担した研究を寄せ集めた感のする論文がなくならないのは残念なことである。

海外調査を主体とした研究も、住宅総合研究財団の助成研究には多く見られる。今回の論文集にも、海外の住宅等を研究対象としたものが12編ほど収められている。その中には、長年にわたる継続的な研究によって大きな成果を挙げているものもあるが、一方で、単なる単発的な調査に終わっているものもみられる。学術論文として優れたものにまとめることをしっかりと目指していただきたい。

助成対象として採択する研究を選ぶ際にも話題となることであるが、大学に研究室を構えていて既に高い評価を得ている研究者が、学生に研究テーマを与えるために行った助成申請ではないかと感じさせるものが見られる。そのこと自体を否定することはできないし、そのような研究から高い資料価値のある成果が得られることがある。しかし、本研究助成はそのようなものよりも、目的が明確で焦点が絞られた研究への助成に重きを置いている。若手研究者への助成を重点的に進めているのはその現われである。

本年度は、次にあげる4編の論文を研究選奨として選定し、2006年度に研究助成を受けられる方を対象とするキックオフミーティングで発表していただくとともに、表彰することとした。

No. 0410 主査 藤田勝也

裏松固禪の住宅史研究資料に関する学際研究
—『院宮及私第図』と『諸家亭宅寝殿考証』—

No. 0411 主査 大場 修

稻葉家住宅における普請過程の実録とその特質
—近代民家普請における大工・工程・用材・行事—

No. 0418 主査 亀屋恵三子

ALS患者における療養の場としてのすまいに関する研究

No. 0432 主査 饋庭 伸

建築ストックの地震リスク情報化とその地域共有化手法
—住機能の混在する東京の都心高密地域を対象として—

個別評

No. 0401

主査 福原 由美

EU・都市再生事業の包括性・統合性・持続可能性に関する研究

—アーバンパイロット事業Ⅰ期の事例研究を通じて—

都市再生がいよいよ大きなテーマとなってきた。いち早く成熟社会に突入し、都市政策の経験も深いヨーロッパが、この課題にどのように取り組んできたかは誰しも関心を寄せるところである。そのような中、本論文はECの都市再生アーバンパイロット事業Ⅰ期(UPP I, 1989-93)をとりあげ、「包括的・統合的な都市再生手法が形成された背景」を「事例研究から明らかにしようとした」。具体的には、1) 包括的・統合的な手法が形成されるに至った経過、2) 対象地域での具体的な展開内容、事業遂行上のパートナーシップの実態、3) 事業終了して10年経過した現在も良好な環境を維持できている持続性の要証、の三点を明らかにしようとした。

研究計画では「主体構成や財政収支」「事業終了後の地域環境の変化、組織体制・運営体制の持続性」に重点をおくとしていたが、目的は達成されたと言えよう。

成果を踏まえて論点をふたつ：

「包括的・統合的な都市再生手法が形成された背景」を、1)偶発的に生まれた事業で制約が乏しかった、2)財源の一部が構造基金から拠出された、の二点に求めている。直接的にはそうかもしれない。しかしもう少し深いヨーロッパのポリシーを探る必要があるのではないか。

「UPPは都市再生事業でありながら社会経済の再生が重視された」という記述も気になる。日本では逆転しているかもしれないが、物理的整備はそれ自体が目的ではなく、そもそも社会経済再生のために行うものであるはずだ。EUの政策では、環境、社会、経済のすべてにわたって都市の役割が重視してきた。そこに切り込まないと「背景」を本当に理解できないのではないか。

海外の経験はどうにしたらわが国に活かされるのであろうか。6の提案にあげられた三点はすべてもっともある。わが国では指摘されていて出来ないことである。逆に言えば、なぜヨーロッパではそれが出来たか(そしてわが国ではなぜ困難なのか)が明らかにされなければならない。この観点から調査を組み立てたらどうなるだろうか。日本の問題をどこまでクリアに出来るかは、海外をとりあげる研究に共通した大きな課題である。

蛇足。既往研究をレビューする箇所で「……明らかにされていない」「……考察もなされていない」と書かれている。学会論文などにはつきもののフレーズだが、「コロンブスが新大陸を発見した」と同様の違和感がある。紋切り型・形式的表現には注意したい。なお、地名などにはもっと原語を付して欲しかった。

No. 0403

主査 佐藤 圭二

住宅戸数密度による居住地像の研究

戸数密度は、諸外国では、住宅地のプランニング、ゾーニング、デザインガイドラインなどの基準として一般的に使われている。しかし、なぜか日本ではほとんど活用されていない。そこに本格的に踏み込もうとする研究で、市街地の実態調査から戸数密度という指標の妥当性をさぐり、かつ規制誘導への適用を検討するという野心的内容に大きな期待が寄せられた。

報告は、この研究が存外難しいテーマであることを印象づけた。報告は、複数の作業から成り立っている。1)「海外の住宅戸数密度計画の理論と実績」としてイギリスのデザインガイドで戸数密度が重要な役割を果たしていることを示す、2)名古屋市を事例に、区分・用途地域別の戸数密度の実態、具体的地域での実測結果と考察、土地利用の変化から見た住宅供給の予測を行う、3)「囲み」デザインガイドを歴史的町並みについて検討する、4)戸数密度と緑被率の関係および住民の緑被率への満足度をアンケート調査する、5)具体的なケースをとりあげ「囲み」デザインガイドを検討する。ひとつは30年前に分譲され建替が進行中の建売住宅地、もうひとつは土地区画整理地内の新しい分譲住宅地で、それぞれ建築や建替の実態を明らかにした上でデザインガイドの必要性を明らかにしデザイン要素を把握する。

さまざまな方向からの総合的なアプローチの必要性はわかるが、なかなか理解できないのは、戸数密度と「囲み」デザインガイドの関係である。本文最後の「住宅戸数密度が土地利用と街並みデザインの両方をつなぐ指標として」という一節でようやく少し納得がいった。しかしながらなぜ「囲み」なのかは不明である。本委員会のメンバーの多くは「囲み」派であるが、本論のテーマから「囲み」が登場する理由がよくわからなかった。また「研究の柱となる」名古屋の分析は、土地利用計画への戸数密度の可能性を探る作業と付属されるが、低密度ブロックと高密度ブロックが混在するわが国都市の現状を前に立ちすくんでしまったかのようである。

とはいえ、「住宅の戸数密度を基本指標として土地利用の計画を立て、それに基づいて住宅地像を描く」ことは、抽象的な容積率のような妖怪に都市が支配されないために是非とも欠かせない。短時間で終わらせることのできるテーマではないかもしれないが、現実の政策や計画に影響を与える説得力のある論文の早期の登場を期待する。

No. 0405

主査 新井 清水

アカ族の住まいにみる固有文化の支族的展開と文化変容

ータイとラオスにまたがるチベット・ビルマ語派のアカ族の比較－

本研究は、ラオスのルアンナムター県およびポンサリー県に広く分布するアカ族の集落、家屋を対象とした現地調査をふまえて、その空間的特性や変容過程を明らかにし、さらに、自らの先行研究において既に調査が完了している北タイのアカ族の集落、家屋を含めた比較研究によって、それらの地域的差異を指摘し、それらの差異が支族の違いに起因していることを説明しようとしたものである。

タイにおける調査経験をふまえた研究であり、アカ族に関する十分な知識をもった調査が行われていることから、画期的な発見はないものの、安定した調査結果が得られている。本研究では、広域的な踏査をふまえて、2つの集落を対象とした詳細調査が行われ、丁寧な実測や聞き取りが行われている。タイとラオスを含めた調査結果に基づいて、アカ族の家屋の内部空間は、男性側と女性側に二分されているという共通性が確認されるとともに、空間の意味が支族により異なり、部材の方向性に差異が認められることが明らかにされている。また、国家や地域社会との関わり方の違いによって、居住文化の変容に差異があることも検証されている。

以上により、本研究は、助成申請段階で計画されていた所期の研究目的を達成していると評価できる。ただし、居住文化の変容については、現状の地域的差異が明らかになっているだけで、変容の具体的過程の解明にまでは至っていない。たとえば、M 村の家屋の変容について、「急速に進められている行政システムの浸透や経済活動の伸展がもたらす観念やモノの近代化の影響が大きい」「役職者を媒介してこれまでともに描いてきた精霊世界や集落空間の伝統が失われつつあることを象徴する出来事であるといってよい」などと述べていること自体は興味深いが、その背景や経緯が具体的には述べられていないのが残念である。そのため、政策論や計画論への展開の手がかりが十分見いだせないようと思われる。また、全体として、日本語の記述が分かりにくいところがあり、論述の厳密性が求められる。

なお、本研究は、開発途上国での調査方法への配慮が行われており、研究組織上にも工夫が認められる。研究計画通り、成果の現地での出版が速やかに行われることを期待したい。

No. 0406

主査 伊東 龍一

熊本県の豊後街道沿いにおける民家の調査・研究

熊本県における民家調査の嚆矢は、昭和 45 年度に実施された文化庁の民家緊急調査である。この調査は県内の代表的な民家の紹介にとどまり、3 次調査は少数で、復元調査もないなど、種々の限界があったとされる。本研究は、熊本県における民家調査の現状を踏まえて企画されたもので、全国的な民家調査で蓄積された復元と編年の手法を駆使し、「悉皆的で詳細な情報を示す一覧表の作成」(申請書) を目的としている。また本研究は、豊後街道沿いの民家を取り上げることで、研究運営委員会は「民家研究には、街道沿い、河川沿いなど文化的伝播経路を比較検討する視点が不可欠である」と評価し、その成果を期待した。

さて、研究成果であるが、まず調査事例は、郷士住宅・町家・農家・御茶屋と幅広く、さらに建築年代も江戸時代から大正時代まで含んでおり、豊後街道沿いの民家を網羅的に調査しようという申請者の調査方針がよく現れている。とくに郷士住宅については、国や県の重要文化財に指定されている江藤・岡本両家に加えて、4 棟の新しい調査結果が報告され、また文献によって、19 世紀前期の文政年間が茅葺から瓦葺へ、真壁造から居蔵造（土蔵造）へと変貌する過渡期であったことなど、新たな知見が提示されている。御茶屋についても 2 棟の遺構が判明したことは大きな成果であった。

ただ調査民家の棟数は、熊本県の民家に関する基本的な資料を整えるという目的からすれば一步前進といえるが、農家や町家に関する研究成果を出すには、十分な数字とはいえない。そのため、報告書の大半は個別解説に終始しており、編年表に基づく平面、構造、細部意匠の変遷にまで迫りきれていない点が惜しまれる。さらに豊後街道沿いというキーワードについても、大工の系統や大分県側における豊後街道沿いの民家との比較など、残された課題の方が多いように見受けられる。

No. 0407

主査 平井 太郎

住まいと商いの重層的複合から探る、近隣商店街再生の方途

—神奈川県小田原市の商店街における人と町と社会の履歴から—

商店街の再生をめざし「実際に商店街で店を営み暮らしを立ててきた人々の生活史を分析する。町はつねに、人々によって生きられてきた場所である。町が変貌を重ねてきたとすれば、そこには同時に、人々の意志や知恵も発見できよう」と小田原銀座商店街 23 店・家族 35 人へインタビューを敢行する。得られた町と社会の履歴は、確かにどんなデータよりもリアルに商店街の実態を描き出した。問題は、そこから如何に「近隣商店街再生の方途」が明らかになるかだ。興味津々、結果は如何？

「再生の方途」は「“懐かしい未来”に向けた提案—「銀座百年」としてまとめられた。まあ、提案の項目じたいはそれだけを読めばさほど目新しくない。しかし、「履歴」をふまえた提案には、それなりの説得を感じる。「これまでの百年の歴史から、来るべき百年の未来を切り開くという基本的な視点」が共有されつつあるのが本当なら、仮説は実証されたことになるのであろう。

気になった点を三つ：

本論を読むかぎり、小田原銀座を「近隣商店街」とは呼ぶない。「広域型」と言えないまでも「地域型」には分類されるのではないか。最初に分析されている東京都心 8 区の商店街にも「近隣型」とは言えない商店街が含まれている。たとえ現在「近隣型」になってしまっているとしても、純粹の「近隣型」とは異なり「地域型」「広域型」であった過去があつて、そのことがこの商店街の課題となっているのである。この用語はタイトルにも入っているのでとても気になる。

限られた紙面を考えると都心 8 区商店街の分析を載せることは果たして必要だったのか。むしろ、都心 8 区で行った分析（業種の変化など）を小田原銀座でやるべきではなかつたのか。新しい方法論を展開するとしても客観的なデータを載せて損はないはず。

「生活史に光を当て、耳を傾け、書き残し、人に伝える」といった一連の作業を通じて、世代や出自をはじめ、町の人々に知らずしらず走っていた断層が、少しずつ埋められていったのが実感された」とある。これが調査グループの実感にとどまらず、町の人の実感だとすれば、調査グループは町の人々といつどのようにどのようなコミュニケーションをとってきたのか。これについても読者がわかるデータを載せてほしかった。文章が華麗な分、その判断の根拠がつかみかねることが気になった。

No. 0408

主査 中橋 恵

ナポリにおける中庭型住宅に関する研究

—住宅発展プロセスと社会構成—

本研究は、南イタリアのナポリにおける中庭型住宅を取り上げ、その持続と変容の過程を、社会構成に着目して検討を加えた労作である。3 人のメンバーは、本研究の推進にふさわしい立場にあり、共同研究としても良くまとまっている。

本研究で扱ったナポリは、紀元前 5 世紀のギリシア時代に建設され、その時の都市構成が現在のナポリの基盤になっている。しかし筆者は、古代都市の特徴であったアゴラを継承するのではなく、集合性の高い中庭型住宅を多機能に発展させてきた点に特徴を見出している。本研究はこの点に着目し、性格を異にする 6 つのゾーンを抽出して、その変容過程に考察を加えている。幸い、ナポリには 1775 年と 1880 年の精密な都市図が残されており、現状の観察を重ね合わせて、この間の変遷を把握している。

考察結果として、ナポリの中庭型住宅では、各時代の様式や流行で改築する際に、街区構成の形態や住宅規模を変化させることなく、ファサードより中庭を重視して改築を重ねてきたこと、また利用できるオープンスペースがない住宅の場合は、街路や路地がプライベートな空間となり、近隣関係を形成してきたこと、などを明らかにしている。

さらに、6 つのゾーンによる現地での検討を加え、工房が入った作業空間としての中庭、住宅が入った集合住宅、商店が入った商店建築などに変化していること、その背景にある社会集団の存在が住宅平面の持続性に大きな影響を与えていたことを指摘している。

イタリアの都市研究はすでに豊富な蓄積がある。本研究によって、南部の大都市であり北部の都市とは形成過程や都市構造が異なるナポリに関する新たな知見を加えることができた。ただ、欲をいえば、ナポリにとどまることなく、イタリアの都市住宅に関する先行論文の到達点を踏まえて、方法論も含めて本研究の位置付けを論じてほしかった。近年、「持続可能な都市」の議論が盛んであるが、ナポリの歴史的経験は、現代都市のあり方に対しても強いメッセージを発しているように思える。

No. 0409

主査 藤井 明

ベトナム中・南部における少数民族の居住文化に関する形態学的研究

これまでわが国でほとんど知られることのなかつたベトナムに暮らす少数民族の集落や住まいを対象に現地調査を行い、形態的な側面からその実態を明らかにしようとした研究である。2003年に実施したベトナム北西部での調査に続き今回はハノイ建設大学と協同して2004年に中南部の34集落を対象に調査を行っている。

3章では調査集落と住居の概要が紹介されている。中部高原集落の特徴として、「ロン」「グール」と呼ばれる集会・祭祀等複数の機能をもつ建物の存在が挙げられている。住居については、伝統的な特徴が残る10事例について説明している。集落によって違いはあるが、その特徴として、茅等で葺かれた大屋根、1室に近い平面構成、高床、竹等の現地材を使った構法、通風への配慮、テラス状の半外部空間、室内の炉や祭壇、一部の住宅に見られる室内倉、などが挙げられる。北西部の住居とは、壁の形式、室内の分節化などで異なる。

4章では、26住居をサンプルデータ、151の住居属性をカテゴリーデータとして数量化III類を用い、住居の特性を説明する二つの軸を抽出している。I軸は、伝統一近代、あるいは「空間の様式」に対応する軸で、素材や部材の形式との関係が深く、II軸は、「空間の構成」に対応する軸で、平面形式、室内倉の有無、テラスやアプチの仕方との関係が指摘されている。最後にクラスター分析を行い、対象住居を、大多数を占める高床合掌の群、室内倉をもつ群、ロングハウスの群、近代化された群の4つに大きく分類している。

少数民族の伝統的な住文化が近代化の波の中で崩壊しつつある中、その実態を採取し記録として留めた意義は大きい。今回は数理解析を用いての全貌の把握に力点が置かれているが、今後、伝統的な住様式や住文化の基底をなす原理の解明や解釈にまで研究を進めていただきたい。また、隣接国での少数民族研究の蓄積も増えており、国境を越えた住様式の伝播・変容のメカニズムの解明も期待される。なお、本報告では紙数の関係で載せられないデータも多かったと思われる。本財団の印刷助成を活用し、写真や図面などの記録の保存を薦めたい。

No. 0410

主査 藤田 勝也

裏松固禪の住宅史研究資料に関する学際研究
—『院宮及私第図』と『諸家亭宅寝殿考証』—

裏松固禪は江戸時代中期の有職故実家で、当時の王室の衰微を憤り、竹内式部らとともに尊王復古を唱えたため幕府の忌むところとなり、宝暦8年（1758）に蟄居を命ぜられた。謹慎中は平安内裏の研究に没頭し、天明8年（1788）の内裏炎上に際して再建の諮問を受け、長年の研究成果である『大内裏図考証』を示したことによつて蟄居が解かれ、寛政度復古内裏の実現に貢献した。

本研究は、裏松固禪の研究業績とされる「院宮及私第図」（以下、「院宮」と）と「諸家亭宅寝殿考証」（以下、「諸家」）を取り上げ、多角的な検討を加えている。このうち「諸家」は、種々の考証の結果、固禪の作ではない可能性があるので、最終的には「院宮」を重点的に分析している。まず「院宮」の成立時期を推定し、次に諸本を収集して掲載資料の検討を行っている。さらに「院宮」に引用・参照された諸史料のうち、古記録では『明月記』に、絵画では絵巻物に着目して、固禪の考証家としての研究レベルを検証している。

個々の章は、実証的に優れた内容で、興味深い知見を導き出している。まず、これまで断片的に知られていた「院宮」諸本の内容一覧を作成し、資料集としての性格に本質があることを指摘している。また「院宮」収載の行事指図を『明月記』の諸本に遡って検証し、さらに固禪が参照した絵巻物を諸本と照合するなど、厳密な史料批判を行っている。

本研究は、主査が建築史学を専攻し、委員は歴史学と日本美術史学を専攻しており、学際的な研究組織による成果である。「院宮」という一つの史料に、学問的背景を異にする3名がそれぞれ検討を加え、裏松固禪という故実家の業績を縦横に分析して興味深い結果を導き出しており、学際研究のあり方としては成功している。今後の住宅史研究における寝殿造ならびに寝殿造研究史の進展に貢献するものである。本研究で取り上げた「院宮及私第図」は、印刷助成制度などを活用して公表に努力していただきたい。

No. 0411

主査 大場 修

稻葉家住宅における普請過程の実録とその特質
—近代民家普請における大工・工程・用材・行事—

民家研究には、大別して遺構による調査研究と文献研究がある。民家調査は復元と編年による民家史の構築や文化財の指定の分野で大きな成果をあげてきた。一方の文献研究では、遺構が存在しない古い時代の建物や様々な階層と民家の規模や間取りとの対応関係、民家の生産システム、住生活（とりわけハレの行事）の一端などを明らかにすることが可能である。しかし、史料的制約が伴い、望み通りの史料が容易に入手できるわけではない。本研究で新たに紹介された文献は、明治時代初期、京都府下の大規模民家・稻葉家に関する一連の普請文書で、さらに遺構（国登録文化財）も存在することから、史料と実物を照合できる極めて稀有な事例といえる。

稻葉家住宅は、明治 18 年（1885）から同 23 年にかけて建てられた丹後地域における最上層の農家住宅で、筆者は多数の普請文書を解析し、普請の工程、職人の就業形態、木材計画、建築費、普請行事など普請の実態を多角的に明らかにしている。

ここで得られた知見は多岐に及ぶが、以下に注目されるものを摘出する。一つは周到な木材計画で、用材の樹種や等級と使用箇所との対比によって、見え掛かりを意識した綿密な配置計画を読み取っている。また普請行事の分析から、行事を行うことの意味、すなわち多くの人々の参画を得て披露することで、稻葉家の家格や社会的地位の再確認の場となったことなどを指摘している。全体として、稻葉家の普請は、近世的な側面を残しながら、近代に移行する過渡期としての性格をもっていると結論づけている。

本研究は、明治中期の丹後地域における上層農家の普請の優れたドキュメントに仕上がっているが、やや個別研究に終始しそぎたきらいもある。これは文献による民家研究の現状を反映したもので、更なる事例研究の蓄積とそれらの比較考察が今後の課題であろう。

No. 0412

主査 市原 出

イギリスに原型をもつテラスハウスの米・豪における展開

—連棟式都市型住居の高効率居住環境持続システムの解明—

英国で誕生したテラスハウスと呼ばれる住宅形式が、アメリカやオーストラリアに伝播し、その土地なりの条件や時代背景の中で、どのように変化し現在まで生き残り続けてきたのか、その仕組みを明らかにしようとした研究。従来取り上げられることの多かった街路側だけでなく、裏庭側に着目した点が本研究の特徴である。

ロンドンのテラスハウスの典型例を概観した上で、調査対象として、ニューヨークでローハウスの残る 2 地区と、シドニー、メルボルンでテラスハウスの残る各 1 地区を選んでいる。現地調査では、対象街区の時代毎の地図や記録を収集し、街路側と裏庭側の主に動線に関する建築要素を採取している。ニューヨークのブルックリン・ハイツ地区のテラスハウス街区には、ミューズと呼ばれる裏街路が存在しないこと、そのため街路側に玄関とは別にサービス用の出入り口が設けられている実態が明らかにされている。これに対し、シドニーのパディントン地区のテラスハウス街区にはミューズが存在し、現在ではミューズに面して車庫を設ける事例の多いことが示されている。この他、テラスハウスの開発単位は小さく、2 階程度の低層が主体で、街路側 2 階にバルコニーが設けられ手摺に鋳鉄製の装飾が施されていることなど、英國のテラスハウスとの違いが示されている。まとめでは、接地性が高く裏庭を有する 4 ~ 5 階建の米国式テラスハウスの街区密度が容積率 220 % 程度であることを示し、高密度を要請される都市型集合住宅の一つの解となりうる可能性が示唆されている。

街の景観を担保する表と、そこに暮らす人々の様々な生活を保証する裏、その両要素の存在が都市の住まいには必要であるとの指摘や、テラスハウスの都市型集合住宅としての可能性は傾聴に値する。ただ、馬や馬車の動線であったミューズと、ニューヨークでのサービス動線としての裏口とを同一に論じることにはやや無理があろう。典型とされる英國のテラスハウスも、居住階層や地域によってさまざまな変化を遂げていることとも併せて考察する必要があったように思われる。

No. 0414

主査 赤澤 真理

物語絵を通してみた近世における上流階級の住宅観に関する研究
——連の源氏物語絵を中心にして——

本論文は、近世に描かれた源氏物語絵などを通じて、当時の上流階級が古代の寝殿造をどのように理解し、理想の住宅像をイメージしていたのかを考察しようとしたものである。近世の源氏物語絵を博検し、絵画の表現から、当時の住宅観を導き出そうとしている。

例えば、近世の源氏物語絵に描かれた住空間を分析すると、16世紀の作品では内裏には寝殿造の古式が継承され、貴族住宅には書院造の新しい要素が混在しやすいこと、17世紀になると、当時の上層住宅である書院造の住空間が絵画表現に導入されたこと、また絵師の流派によって多様性があり、土佐派は装飾性が強く、狩野派・住吉派は瀟洒な表現を選択することで、近世の上流階級が憧憬した古代住宅像を具現化したことなどを明らかにしている。さらに源氏物語以外の物語絵を検討し、とくに住吉如慶作の伊勢物語絵に描かれた内裏空間に、古典の考証が見られたことを指摘している。

以上のように、本研究で明らかにされた個々の指摘には傾聴すべき点が多く、若手研究者の成果として高く評価したい。しかし、今回提出された論文は、住宅史研究に収束しきれておらず、学際的な研究成果が十分に生かされていない点が惜しまれる。それは原稿が不統一で、記述内容に矛盾があり、共同研究の弱点を露呈していること、当事者（例えば美術史の分野）には自明のことを見落しているので、第三者には解りにくいことである。住宅総合研究財団の研究助成は住宅研究であることを踏まえて丁寧に記述していただきたい。

本研究は、これまで取り上げられなかつた近世の源氏物語絵から情報を読み取り、当時の住宅観を明らかにしようとするもので、その試みは意欲的である。しかし、視覚的な絵画史料のもつ「現実性」と「虚構」の相反する情報（伝統と粉本の踏襲）を、どのように峻別するのかは困難を伴う作業で、ともすれば自説に都合のよい部分を取り上げて論ずる危険に陥りやすい。更に緻密な考証と今後の研鑽を期待したい。

＜付記＞当該掲載論文は、研究運営委員会の審査評の指摘を踏まえて、章節構成などが書き替えられている。

No. 0415

主査 小野寺 一成

公営住宅の建替え等多様な活用計画のしくみづくりに関する研究
——北九州市同和向け市営住宅活用計画策定事業を中心として——

全国に約215万戸ある公営住宅ストックは、高齢化による団地内活力の低下や荒廃化、生活弱者に偏った居住者構成などの問題を抱え、住宅団地の維持管理を困難にしている。本研究は、これら公営住宅を有効に活用していくための仕組みづくりについて考察したものである。

本研究は大きく3つの章で構成されている。第一の章では、本研究グループが直接関わった北九州市の同和向け市営住宅活用計画策定のプロセスや内容、実現の仕組みを整理して紹介している。老朽化が激しく建替え等の緊急度の高い簡易耐火2階建ての住宅団地の実態調査からは、住宅の接地面が居住者自身による住環境への働きかけを促している様子、立地や動線が働きかけに与える影響が明らかにされている。活用計画策定プロセスの分析では、市民、行政、アドバイザーの協働が大切で、このプロセスへの住民参加が後の自主管理や安定したコミュニティの形成につながることなどを示している。また活用計画では、建替え等により生じた余剰地を利用して、多様な階層が住むことのできる住宅を供給することで、定住を促し、地域の活力を高めることが目指されている。第二の章では、公営住宅再生の先進事例との比較を通して、上記活用計画の評価・位置づけを行ない、多様な人々が住み続けられる自立した地域コミュニティの形成と地域の自主管理という目的が共通することを示している。最後の章では、国土交通省の政策的視点を踏まえつつ、地域全体を包括する再生マスタープラン作成の必要性、建替え等の資金調達の方法、豊かな生活を実現させるためにはハード面での空間づくりが重要であることなどが提案されている。

本研究で示された数々の提案は、公営住宅だけでなく公団住宅を含む公的住宅ストックの再生にも資する内容であり、研究成果が全国各地の再生事業に活かされることを願いたい。なお、北九州市での計画策定や先進事例で、うまく行かなかつた点や問題点についてもその理由を含めて考察が加えられていれば、より有用な知見が得られたと思われる。

No. 0416

主査 丹羽 哲矢

共住住居（シェアハウス）の設計手法に関する研究

—その空間構成と利用形態、住宅ストック活用の改修事例について—

近年、コレクティブハウスやグループホームなど、従来の家族とは異なる関係の人々が一つの家に一緒に暮らす生活様式が出現し始めており、都市で生活する若年単身者の間では、シェアリングなるライフスタイルが見られるようになった。本研究では、共住住居（シェアハウス）を「血縁婚姻関係のないものを含む同居が行われている住居」と定義し、事例調査を通して、その居住実態を明らかにし、他人同士が同居する住居の計画指針を得ることを目的としている。

調査では、共住住宅の空間構成と居住実態を明らかにすべく、自発的に共住している若年層を対象に、京都を中心に名古屋、東京の事例を含む 15 事例について詳細な実測・聞き取りを行なっている。調査の視点は、居住生活を行っている理由、空間の専用と共用、他者の介在や都市施設利用との関係、である。調査対象の同居人数は 2~5 人、組み合わせは、同性のみ、異性を含む、夫婦を含む、などさまざままで、同居人の入れ替わりも比較的多い。本報告では特徴的な 5 事例について詳細に紹介されている。多くの例に共通するのは、個人の専用空間の他に公用の空間を確保し、そこでの同居人以外の人も含む交流を楽しんでいること、公用空間の居住性の向上が比較的優先されていること、生活時間のズレを利用して生活を組み立てていること、同居人以外の他者の来訪や宿泊が比較的多いことなどである。また、襖等で小さな居室に間仕切られた日本的な空間構成が、空間の使い方に自由度を与えていている。最後に、著者らが関係した既存住宅の共住住宅への改修事例が報告されている。

若者達のシェアリングの実態を明らかにした貴重な報告であり、興味深い内容も含まれている。しかし、調査の視点として掲げた 3 項目についての考察が不足しており、研究目的である共住住居の計画指針を得るまでは至っていない。また、具体的な改修事例については、調査で得られた知見との関係や、ストック活用の観点からの考察も加えて欲しかった。

No. 0417

主査 曽根 陽子

50 年後のマー・ヴィスタ・ハウジング —グレゴリー・エインの郊外建売住宅・団地の変遷—

本研究は、建築家グレゴリー・エインらが設計し、1948 年に分譲されたロサンゼルス郊外の建売住宅団地であるマー・ヴィスタ・ハウジングを対象とし、現地での実測調査や居住者等に対するインタビュー調査、膨大な資料分析などにより、この住宅・団地の現状と分譲後の変遷の解明を目指し、とりわけ、なぜこの住宅が建て替えられなかつたのかを明らかにしようとしたものである。

調査対象としているマー・ヴィスタ・ハウジングは、既存の資料や研究がある程度はあるとはいえ、近代を的確に評価し、持続可能な社会の構築が求められている 21 世紀の現代において、改めて系統的に調査し、整理、検討するに値する内容を備えた住宅・団地である。その意味で、本研究において行われた資料収集活動の価値は極めて高いといえる。研究助成前の履歴を含めると 3 年間にわたる継続的調査が行われており、オリジナリティの高い資料収集や調査活動が行われてきたことを評価したい。

これらの資料の検討をふまえて、本研究では、この住宅が建て替えられなかつた主な理由を、プランのフレキシビリティ、ボーナススペースとして機能した車庫、街への表情を保持したキッチンの位置、立面を守った 4 フィートモジュールなどに求めて考察している。これらについても、紙数の限界からか、論述を支える資料の提示が十分とはいえないものの、オリジナルな資料分析からの考察には説得力を感じとることができる。さらに本研究では、近隣コミュニティに関する調査も行われており、論文全体の文脈がわかりにくくなっている側面もあるが、近隣コミュニティと設計との関係が考察されていること自体は興味深いものがある。

とはいえ、本論文には、いくつかの問題点も認められる。第 1 は、調査内容が、研究助成以前の調査結果を含めるとあまりにも膨大であり、紙数の制限のある論文での引用に限界がある。第 2 に、このことにも関連し、全体が学術論文と言うより論説的な記述となっており、資料の厳密な検討をふまえた論証に至っていない部分がある。第 3 に、収集した資料のなかで、引き続き分析が期待されるものが多数存在し、全体が中間報告のように感じられる。以上から、本研究は、今後さらなる分析を続けられ、研究を完成されたうえで、当財団の印刷助成制度などを活用して、フルレポートの形で詳細な資料を添付して公表されることが強く望まれる。

No. 0418

主査 龜屋 恵三子

ALS 患者における療養の場としてのすまいに関する研究

本研究の対象である ALS（筋萎縮性側索硬化症）は、難病としても障害としても最も厳しいものに位置する。その特徴は、第1に知能等にかかわる大脳の高次機能が維持されるだけに、当事者の人間的尊厳と生活の質（QOL）が問われること、第2に病状が進行し、それに伴う患者と家族の決意や対応が必要であること、第3に家族の介護負担の量的、質的重さにある。

本研究では、このような困難を抱えている ALS 患者の生活基盤としての居住空間に関して、建築・住宅分野ではまだ先行研究が少ない分野の研究成果として、また具体的な施策にかかわる実践的研究として意義あるものとなった。他のいくつかの研究と同様に、調査自体の困難があったと思われるが、詳細な事例調査を積み重ねることによって、新たな知見—①家族介護の負担の重さ、②人工呼吸器の装着を患者が決意することが、ALS 患者の在宅療護生活改善の転機となること、③意思伝達の可否がすまい方に大きな影響を与える、意志伝達装置の存在は QOL に大きく作用する—を得ることに成功しており、若手の研究としても優れた内容となっている。

また、本研究では第三の療養の場として位置づけられるようになった身体障害者療護施設についても調査を行うことによって、療護施設の実態を比較することにより、在宅療護の実態が浮き彫りになっている。

压巻は、身体の自由がきかない ALS 患者が、インターネットにより改めて「私」の補完が可能となり、そこに希望を見出した筆者らが、「自身の力で動くことができない患者にとって、もはや環境や空間は必要ないのだろうか」という問い合わせを行ったことである。ここから人間らしい home 感を問い合わせ、生活音や景色が見えることを求めていることを引き出した。これは私たちが「すまい」の本質を考えなおす視点を提供している。

No. 0419

主査 古山 周太郎

精神障害者グループホームの運営実態と居住環境に関する研究

いわゆる施設処遇から在宅福祉の流れの中で、グループホームが登場し設立されるようになった。しかし、運営主体の力量により多様な形態がとられており、入居者のニーズにあっているのか、あるいは自立支援の効果があるのかといった点は不明であり、建築計画的なあり方を確立しているわけではない。

本研究はこうしたグループホームの中で、精神障害者のグループホームに関して、直裁にグループホームの運営実態と居住環境について明らかにしたものである。仮説設定、調査の組み立てにおいてはより検討が必要だったと思われるが、精神障害者のグループホームの実態について貴重な内容—グループホームの多様な形態、交流室の位置や役割、音の問題などが明らかになっており、今後のグループホームの計画にあたって、参考になる。

仮説設定においてより検討すべきであったとしたのは、以下の点である。

第1は、グループホームでは、プライバシーの確保と、コモン（交流室）の確保であることは当然であるが、その空間的関係のあり方こそが重要であるという問題意識である。

第2は、これらのグループホームの中には、財政上の制約等から既存資源（住宅等）を活用し改修しているものも少なくない。このことがプライバシーの確保や、交流室の位置を決める要因になっていると思われる。本研究ではこの点について触れて欲しかった。

第3に、個室か2人部屋かについても、既に高齢者施設等での議論があり、精神障害者の場合について、どのように考えてゆけばよいのかを検討する必要がある。

第4は、精神障害者が生活の自立を行っていく上で、炊事や洗濯等の家事についてどのような空間的配慮が必要かも課題になってくる。

これらをふまえ、さらに研究を深められることを期待したい。

No. 0420

主査 牧野 冬生

メトロマニラ貧困地域における住居及び居住形態に関する研究

—国際援助活動における建築人類学の応用—

参加型開発という看板の中で「仲介者」に止まっていた文化人類学者が「提案者」へ進むために、その住居研究または居住形態研究を建築・都市計画へ応用し、「建築人類学」を確立しようという意図に、建築側のサーベイの限界を突き破る可能性を期待した。

メトロマニラ周辺の4つの不法占拠地域の開発をケースタディの対象とし、綿密なフィールドサーベイが行われている。うち3つはCMPと呼ばれる土地所有権取得とスラム改善を同時に図る事業が進行中である。常々文化人類学のフィールドサーベイの、社会構造を具体的に明らかにする力量には敬意を表してきた。今回も社会や生活の実態があざやかに描き出されている。ただ、「援助協力への人類学的貢献という側面で見た場合、組織や評価活動における提言にとどまるのではなく、住居及び居住形態の調査結果を技術的に応用する学際的側面を追求したい」という目的が「本研究で得られた結果を、実際の建築計画やコミュニティ計画へ応用する技術的側面は今後の課題である」と終わつたあたりは正直などろ肩すかしを食らった感を否めない。もっとも「建築人類学」がそんなに簡単に確立出来るわけはないとも思う。

建築の調査・分析に関して二点指摘しておきたい：

まず、採り上げられている18例のどれが改善前でどれが改善後であるかが明示されていない。本文や表を見れば推測は出来るが、改善事業の評価が目的のひとつとなる以上、前後を区別して分析を行うことは不可欠と思われる。もし前後とも同一レベルだと言うことなら、その旨の指摘があって然るべきだろう。

第二に、空間の実測と分析が建物単体に終始している。

1) 建築は、周辺と一定の緊張関係（依存と対立）を孕みながら形成していく。「5.3 空間構成」の記述がまさにそれにあたる。少なくとも例示されている図面には敷地と入口（敷地いっぱいだというならアクセス路）が明示されるべきだし、できれば向こう三軒両隣が敷地だけでも書き込まれていてほしい。そこに建物の配置さらにはプランが入っているとなおよい。2) 改善前の建物の集合状態、改善後のプランの比較がほしい。改善後のプランは表4-1にあるが、あまりにも不鮮明だ。論文では、「プライベートとパブリックの融合」が重要な論点となっており、この点が改善前後でどう変わったかを示すことも不可欠ではないか。

建築人類学確立へ向け、建築のスキルにも磨きをかけ、さらなる努力を継続されることを期待したい。

No. 0421

主査 檎谷 美恵子

「場」に着目した住宅困窮概念と支援方策に関する研究

—英仏の「社会的排除の克服」を目指す住宅政策の現状と効果—

日本の住宅政策が大きく転換し、公共住宅政策が限定的に行われ、また貧困要因だけではない住宅困窮者が登場するに至り、「住宅困窮者」を再定義する必要が喫緊の論点になっている。このような状況の中で、一足早く社会的排除論に基づく新たな政策を展開してきた英仏に焦点を当てた研究は、時宜を得たものである。

本研究では、第1に英仏における社会的排除論から導かれる「住宅困窮」概念と政策指標を明らかにし、第2に要支援世帯の集中する「場」に注目し従来の質や量、アフォーダビリティの欠如といった次元とは異なる政策課題が存在することを明らかにし、第3に従来の住宅政策と市場メカニズムが、要支援者・世帯を特定の「場」に集中させるメカニズムを内包させていたこと、第4に既に実施された地域における包括的支援策の事例とその評価等から多くの知見を得られており、大きな成果を上げている。

しかし、非常に残念に思うのは、英仏の紹介の質量に比べ日本に関する分析が部分的に終わってしまっている点である。本研究の目的と文脈からすれば、英仏の住宅困窮概念と政策指標、及び「場」に「着目した支援策を明らかにした上で、日本における住宅困窮概念の再吟味・再定義・政策指標の検討、及び「場」に着目した支援策としての（不良住宅地区改良）木造密集市街地整備事業等の再検討が期待された。この点からみると、日本に関する分析は、住宅の貧困状況以外の指標を用いて「場」地域に着目した手法開発へ示唆を示したが、それだけで終わってしまった。「場」に着目した意味を深める必要があるだろう。

日本と英仏を比較する。あるいは本研究が目的としている「日本の適用可能性の検討」を行う場合の難しさは、政策課題の基盤となる状況の相違である。日本における「住宅困窮」の再定義及び「場」に着目した包括的な政策課題を描き出す、本格的作業を期待したい。

No. 0422

主査 葛西 リサ

母子世帯の居住実態とその地域格差に関する研究

—大阪府及び大阪市の実例調査を中心として—

新自由主義社会の進行とその下での住宅政策の展開により、住宅分野でのセーフティネットが論じられるようになった。その中で、母子世帯の住宅問題は焦点の一つになつてきながら、実態が把握されていないのが現状である。母子世帯の居住問題は、福祉分野と住宅分野の谷間に属している。福祉分野で女性福祉における母子世帯の研究はあっても、生活基盤となる居住に関しては母子寮程度であり、他方住宅研究においては福祉領域にかかわる研究がようやく進み始めた段階である。本研究は、そうした谷間を埋める研究として、また焦点となつてきるセーフティネット論に寄与する上で、意義ある研究であり、若手研究者による研究として評価されるものである。

調査に関しては、NPO組織の協力を得て、ヒアリング調査に基づき母子世帯の質的問題や課題を描き、地域格差を明らかにするためのアンケート調査結果の分析とたくみに組み合わせて論じていることが、本研究の出色になっている。

ただし、筆者が継続して母子世帯の居住問題に取組む中で、本研究において明らかにする目的は、母子世帯の住生活問題の「地域格差」としているが、「地域格差」という表現ではうまく説明できとはいえない。むしろ本研究では次の成果を挙げている点で評価されよう。

第1は、母子世帯が大都市を選択する理由として、「就労の場」「保育サービスをはじめとする社会的諸サービスの充実」「安価な借家やアパートの入手可能性」に対し、「子どもの学校の都合」、「親類・知人の支援を重視」が優先的に居住地選択に寄与していることを明らかにしたこと。第2に、母子世帯のニーズと公的支援策とのミスマッチ問題に関しては、①母子世帯の多岐にわたるニーズに対しては家賃補助の導入の必要、②育児を含む生活支援強化、③母子世帯の総合的な自立支援策の必要性を提起したことである。

No. 0423

主査 谷口 恵理

ラテンアメリカ都市住環境問題への社会開発的アプローチ

—ブラジル、ペルー、メキシコのケース—

本研究は、主としてラテンアメリカにおける貧困層の居住環境改善政策の変遷と現状を概観し、参加型開発の視点からそれらを分析・評価しようとしたものである。具体的な調査対象は、ブラジル、ペルー、メキシコの3カ国で、ブラジルでは、貧困層を開発プロセスに参加させる政策をとるリオと、これとは対照的に、政府主導の開発を行うブエノスアイレス、ペルーでは国家主導の参加プログラムが展開されているリマ、メキシコでは政府とNGOによる支援による建て替えなどが進められているメキシコシティを主要な考察の対象としている。

3カ国の調査内容や分析は必ずしも一致していないが、形 式的には明快な論文構成がとられている。すなわち、理論的枠組みとしての社会開発論の検討をふまえ、3カ国の住宅事情と都市住宅政策の変遷、さらに、現地調査結果に基づいた参加型開発の状況についての考察が行われている。紙数の制約から、調査結果の詳細が具体的に述べられていないのが残念ではあるが、各国の状況が手際よく整理されているとともに、貧困層の居住環境改善における当事者の参加の意義や限界、多様な主体の連携の可能性などについての論点がいくつかは引き出されているといえる。

もっとも、現地調査の内容と結果の記述が十分ではなく、論述の内容に対応した根拠資料も整っていない。オリジナリティの高い現地調査の結果の系統的記述や分析により多くのエネルギーを注ぐべきであったと考えられる。また、これに関連して、論文全体が報告的、紹介的あるいは論説的であり、学術論文としては物足りないものを感じる。参加概念についてもより突っこんだ考察が求められ、また、共通のダイアグラムで、調査対象を比較するなどの分析上の工夫も必要であったと思われる。

なお、今後、さらに資料の分析を進め、学術論文としての形式を整えた上で、当財団の印刷助成制度などを活用して、フルレポートの形で詳細な資料を添付して公表されることを望みたい。

No. 0424

主査 フィンレイ ナンシー
サンフランシスコ湾岸地域におけるアフォーダブルハウジングに関する研究
—アフォーダブルハウジングによるコミュニティーの公正を達成する戦略について—

わが国では、小さな政府をめざし、住宅公団や住宅金融公庫の再編、公営住宅制度の見直しが相次いで行われた。しかし、少子・高齢化社会、コンパクトシティ化、中心市街地の衰退、所得格差などの課題が山積みし、決して住宅問題・住宅政策が不要になったわけではない。このような状況下、住宅供給に CDC と呼ばれる民間非営利組織が活躍してきたアメリカの動向には目を離せないものがある。

本論文は、そのようなアメリカの、サンフランシスコ湾岸地域でのアフォーダブル住宅供給をめぐる最新情報を明らかにしてくれる。まず、具体的に住宅を供給する CDCs の活動について EBALDC: East Bay Asian Local Development Corporation を例にとりあげ、資金調達などその活動を遂行する上で非営利仲介組織 ISOs が重要な役割を果たすようになっていることを明らかにする。これら非営利仲介組織は、CDCs の活動を横へ繋ぎ、かつ政府や資金の出し手と媒介する役割を担うが、これらが拡大し大きな力を發揮するようになっていることを、とくに NCDI: National Community Development Institute, SPUR, Policy Link, TALK の四つの組織を探り上げ、詳しく紹介している。とくに最近設立された後二者が興味深い。小さな政府といつても政府の役割は大きい。CDCs は結束して政府への働きかけを強めているのである。アメリカの住宅 NPO は、単に住宅政策のレベルにとどまらず、スマートグロース運動を自家薬籠中のものとして強力なシステムを組み立てつつあるようである。

研究計画では「日本に暮らし実践する独特の位置を占めている」主査が「日本への適用」も検討することになっていた。しかし報告では触れられていない。それでよいのだと思う。おそらく中途半端にならざるを得ない「日本への適用」に字数を割くより、紙面をいっぱいに使ってアメリカの事情ができるだけ的確に描きだす方が意味がある。日本へのインプリケーションは読者の仕事としよう。

それにしても、今一段著者による整理が欲しかった。現状ではインタビューの結果がそのまま載せられているように見える。節や項目がひとつしかない章立てもわかりいいとは言えない。図ももうひと工夫欲しいところ。

No. 0425

主査 谷本 潤
エージェントベース確率的生活行動スケジュール発生法の理論構成
—エネルギー最大負荷の高精度予測のために—

研究は、副題にあるようにエネルギー最大負荷の高精度予測を目的とするとしているが、残念ながら「高精度に予測」がなされたか否かに関しては若干、留保が必要と思われる。主題で述べているように、人間の住宅内での日常行動を確率論的にシミュレーションし、その統計から平均値や最大値や最小値などの分散性状を算出することは可能と思われる。しかしたくさんの方法論がありそうで、本手法がどのように合理化されるか、いま少し検討が必要に思われる。

本研究で行われた人間の日常行動のシミュレーションは、災害時の避難シミュレーションにも通じるもので奥が深い。小説は人間はどのような心理に陥り、また行動をするのかを一方的にシミュレーションして、これを記述するがこの際、描かれる個人個人の個性により行動が大きく異なっていることに特徴がある。エージェントベース確率的生活行動スケジュール発生法は、個別の人間行動をシミュレーションするが、確率的な行動シミュレーションであり、個人の個性や個人の個別の状況が深く反映されるものではない。大数で言えば、個人個人のバラツキは統計的に埋没し、確率的なシミュレーションにより全体としての統計的な性状が再現できる可能性があるのは無論である。しかし、平均的な性状は良いとして極値のような個人のバラツキが大きく反映するような問題は、どの程度の統計スケールが必要であろうか。平均性状より大きな統計スケールが必要になることは明らかであろう。このようなシミュレーション結果に対する信頼性を評価する大事な点が、言及されていないのは気にかかる。これらの点に関して、今後更に検討が加えられることを期待する。

最大値や最小値、平均値を標本から推定する方法は、標本値のこれら統計値に対する確率密度関数の同定を行う方法が一般低である。いきなりシミュレーションに飛びことなくこれら標本の統計的性状を仔細に分析し、これがシミュレーションにより再現されることを示すことが、研究主査に求められている。今回の検討に留まることなく、一層深く検討されることを期待している。

No. 0426

主査 林 基哉

住宅建築のサステイナブル・デザインのためのTSS 手法の開発

－地域性と周囲環境に適した Typical Solution Sets と応用－

研究を通じて Typical Solution Sets の評価構造が若干曖昧であることが気に掛かる。地域性と周辺環境に適した TSS を考える際、地域性や周辺環境はどのように概念抽出されるのであろうか。本研究は温熱環境と暖冷房負荷をひとつの評価尺度としているが、この 2 つの尺度評価によりどのように TSS として「適する」という認定が得られるかに関して、つめが足らない、説明が足らないように思われる。当然、どのような「コスト」の範囲で（本研究ではコストは市場性という観点から考慮されている）、TSS が評価されるかが重要な観点になると思われるがこの点に関しては、深く言及されていない。市場性が言及されるのであれば、読者としてはどのようなコストの範囲が市場性を持つのか、またその範囲内ですか TSS 評価が行われ得ないとすれば、その範囲の具体的なコストはどの程度かを知りたいところである。

一般に複雑な事象の評価は、様々な独立した評価構造軸に基づく、多目的最適値探査問題に帰着することができると思われる。本研究は TSS において、地域性、周辺環境が、コスト、LCA、更には他の設定条件と、性能評価値である住宅の温熱環境制御性能、そのほかの性能評価項目とどのような関係になるかといった点がいまひとつ曖昧である。その意味で本研究は、評価のプロトコルを提案したといつても、TSS 評価は、まだ多くの恣意性を持つてしまうように思われる。

研究主査にとって、TSS の概念及び、その周辺技術は当たり前であって、今回敢えて詳細に論じられなかつたかもしれない。しかし TSS の評価システムの思想、哲学をまず、明快に整理してから今回の検討が行われると、よりわかりやすい結果を示すことができたと思う。

No. 0427

主査 岩村 和夫

環境共生住宅のデザイン・プロセスに基づく設計手法の基礎的研究

－入居後の事後検証による設計手法へのフィードバックの可能性－

本研究では、環境共生住宅を基本概念とする設計プロセスが 1) プレデザイン、2) デザイン、3) ポストデザインという、3 段階に階層化されている。実際の設計与条件におけるデザインは 2) のデザインであり、1) のプレデザイン、2) のポストデザインは、特定の設計与条件におけるデザインではなく、抽象的で汎用的な設計与条件でのデザインを意味するものである。この階層化は、特に環境共生住宅において有効な手法というわけではなく、建築設計の分析では一般的な方法であろう。

この方法論を用いて研究は、環境共生建築であるとして設計者により意図された建築を事後検証という形で調査、整理し、この抽象的で汎用的な設計与条件での環境共生住宅の特性を整理を試みている。設計された建築された建物は、様々なトレードオフ関係の中で設計者が意思決定した結果を表現しており、その意味で環境共生住宅をデザインする際の多くの教訓を現実的な形で示しており、環境共生住宅設計を行う際には、それなりの多くのヒントを与えるものとなっている。しかし、分析が今ひとつ常識的であり、特に環境共生というキーワードから重要となる視点が不足している感を持つ。

本研究で行われた事後調査は、かなり網羅的であり調査件数も多く、データベースとしてはそれなりに得るものがある。研究主査が試みた環境共生住宅の概念構造をこのデータベースから導き出すことは、かなり困難なワークである。本研究でも典型例を抽出してその概要を示すという間接的な概念提示にとどまっているところが多く、その意味ではまだまだ検討し残された部分は多いと思われる。環境共生住宅に関する情報蓄積は、まだ始まって高々一世代（30 年）程度である。研究論文に收められなかった多くの情報が整理されず残されているとすれば、これを他の研究者、デザイナーが可能となるようデータベースそのものを他の人々が研究主査と同様に情報量で入手できる形で公表されることも期待したい。

No. 0428

主査 三根 直人

中古部品の再利用による住宅生産システムの構築

—住宅水周り部品を対象とした施工実験—

循環型社会の構築を目指して、住宅用の建築材料・部品の再利用システムを構築することを目的とした研究である。具体的には、住宅の水周りに用いられる中古部品を調達し再利用するという施工実験を行っている。中古部品の調達については、廃棄物中間処理業者・メーカーの集積所・解体現場・メーカーの展示品試作品からの調達を試みているが、研究計画時に想定していた調達は困難であったと報告されている。海外には中古設備部品が流通している国もあるが、日本の特殊事情なのであろうか。

施工性分析はワークサンプリング法など、手馴れた方法を用い、5職種に分割した工事を対象に行っている。ユニットバス及びキッチンセットの据付作業などについて、詳細な調査分析を行っており、新品の部品との比較分析を行い、全体で2.2倍の工数がかかっていることなどを明らかにしている。ただし、作業者の習熟度をどのように評価するかなど、課題は残っているといえよう。また、中古部品として利用しやすいものするために求められる、部品の設計上の留意点を明らかにしている。

中古の部品を調達することが想定以上に困難であったため、当初予定していた実験に支障をきたしたことに関しては、調達が課題であることを見出したことは研究の成果ではあるが、当初の研究計画に甘さがあったことは否定できないであろう。中古部品の調達が困難であるとすると、研究目的そのものが問われることになるので、その点に関する更なる検討が望まれる。

住宅建築に用いられる資材の中でも、水周りに用いられる部品の耐用年数は一般に短く、耐久性自体も低いのが一般的である。さらに、論文でも述べられているように、嗜好の影響を強く受ける部分でもある。そのような部品を再利用することの意味については、本研究の成果を見ても疑問が残るところである。

なお、本研究は、集合住宅の水周りを想定した実験であるが、寸法として、在来木造住宅に用いられている910mmのグリッドを用いている。オープン部品の活用という視点からすると、興味深い試みである。

No. 0429

主査 安藤 邦廣

民家建築における板倉構法の変遷と地域特性に関する調査研究

本研究は、民家建築では未開拓の分野である板倉構法に着目したユニークな研究である。山形県山形市のモミド、群馬県片品村のドゾウ、福島県檜枝岐村のクラヤ、長崎県対馬市のコヤを対象に精力的に現地調査を行っている。それぞれ地域別に、板倉の概要と分布、立地、用途、構法の特徴などが手堅くまとめられ、壁構法の類型化と変遷、地域性などについて新しい知見を得ている。

とくに東日本の調査結果から、井籠倉→落とし板倉→羽目板倉という構法の変遷が明らかにされ、地域によっては編年表も作成されている。井籠倉は豊富な木材資源を背景にした壁構法で、落とし板倉、羽目板倉に変化するに従って壁板厚が薄くなっている。筆者はその背景として木材資源の不足を想定しているが、さらに工具や製材技術の発展、商品経済の流通なども考察に加えていただければ幸いである。また板倉は、穀倉のほかに家財や食品の保存、作業小屋や避難小屋など、多彩な用途に利用してきた。このような多様な機能と板倉という構法が対応していることも指摘されている。ただ、最終稿では、当初の研究計画にはなかった長崎県対馬市が調査地域に加えられているが、その理由や位置づけについて十分に説明がなされていないのは残念である。

本研究の成果により、板倉構法の変遷と地域特性の概略は明らかになってきた。もともと「東の板倉、西の土蔵」といわれたように、板倉は東日本に多く分布するものとされてきたが、本研究で紹介されたように、長崎県の対馬にも板倉が存在している。本研究の成果を基礎に、全国的な板倉の分布にも目配りして、板倉構法の体系化に向かっていただきたい。木造伝統構法の一つとして板倉構法が再評価され、今後の構法開発への基礎資料として活用されるためにも本研究は重要である。

No. 0430

主査 古阪 秀三

アジア各国の住宅の品質確保に関する研究
—アジアにおける日本の品質管理技術の普及をめざして—

住宅建設における品質管理技術について、アジア各国、主として日本、中国、韓国を取り上げ、その実態を比較検討することにより、今後の品質確保の方策を探ろうとしたものである。

2章の「日中韓の品質管理の変遷と現状」と3章の「日中韓の品質管理に関する法体系」では、三国におけるそれぞれの現状について、簡潔にまとめている。また4章の「工事監理業務の日本、中国、韓国の国際比較」では、国土交通省による告示1206号による工事監理業務の内容を中心に、監理業務に位置付けられる各種業務が、三国でどのように扱われているかを比較検討しており、興味深い。しかし、次の5章の「品質管理におけるマネジメント業務の国際比較」は、調査に基づく国際比較というよりは、建築プロジェクトのプロセスについての教科書的な記述が多く、どの部分が本助成研究によって得られた知見であるのかがはつきりとしない。研究方法が明確に記述されていないことに起因していると考えられる。また、6章の「工事監理にマネジメントが求められる背景」についても同様で、多少の国際比較は行っているものの、近年の工事監理業務内容の変化に伴う、主体のあり方を述べたものであり、本研究の中の位置付けに疑問を感じざるをえない。7章の「建築プロジェクトのマネジメントの特殊性」では、さらに記述が教科書的になっており、アジア各国の比較という視点が置き去りになっている。8章の「アジア各国へのアンケート調査」は、それらを補うものとして企画されたものであろうが、調査項目が包括的なものとなっており、得られた結果が各國の品質管理に関する概要にとどまっていることは残念である。

以上のように、本報告は、当初の研究目的からの多少のずれを感じざるを得ないが、委員会メンバーの研究蓄積をまとめたものとして評価することができよう。

No. 0431

主査 北村 薫子

居住空間における内装材料の視覚的質感の対比効果に関する研究

居住空間に使用される内装材料の色彩と質感に関し、視覚上の対比効果に関する基礎的な知見を、主観評価実験によって得ようとした研究である。背景と視対象の組み合わせから得られる総合的・主観的な違いの程度を対比感と定義し、その対比感を用いて色彩及び質感の視覚的な対比効果を定量的に把握しようとしている。具体的には、一対の無彩色の対比感を基準として用い、それと等価かどうかで、色彩や質感の対比感を評定している。

デジタルカメラの利用により、材料表面の微細部分の測光・測色を可能としていることも、新しい試みであろう。実験・測定に使用する装置についても、様々な工夫をこらして作成している。特に、照明器具の位置を変えることによって、光源の角度と輝度対比の関係等、新たな知見を見出している。4章の主観評価実験でも同様な実験方法を用い、一般的な内装仕上げ材を対象として評価を行っている。この実験でも、入射角度の違いによって対比感がどのように変化するのかについて、興味深い結果が得られている。

5章の「色彩の対比効果」は、色の三属性が対比間に及ぼす影響を考察したものであり、6章の「色彩と質感の対比効果」は、色票による対比感と材料による対比感を比較したものであるが、4章ほど際立った知見は得られていない。光の入射角度による材料の見え方の違いに焦点を当てたところに、本研究の価値を見出すことができると言えよう。

なお、被験者が実験ごとに5名と、比較的少なく、材料と入射角度によっては評価にばらつきがあるようなので、被験者数をもう少し増やすべきであったのではないだろうか。しかし、材料によっては、評価者ごとの評価結果が異なっても、光源の入射角度との関係に関して同様な傾向が見出されていることが興味深い。

No. 0432

主査 饗庭 伸

建築ストックの地震リスク情報化とその地域共有化手法

—住機能の混在する東京の都心高密地区を対象として—

神田という具体的な地域を対象とし、都心の高密度地区における地震リスクを情報化すると共に、その情報を地域住民で共有化しようとする研究である。都市計画・町づくりの分野と耐震工学の分野が共同で取り組む点が新しく、期待された。

「町スケールの地震リスク」の作業はとても興味深い。350m四方というさほど広くない「町スケール」でここまでリアルに地震リスクが描き出されることは想像していなかった。特に地盤について、その固有周期とそれに基づく関東大震災の推定震度が、同じ町内でこれほどバラツキがあることは、一般にはほとんど気づかれていないのではないか。建物については、S, SR, SRC造10棟と木造3棟について、建物の常時微動測定を行い、その耐震性能を評価している。このような作業から全体的な傾向を探ろうとしているが、やはりより多くの建物を調べないと被災確率や建物被害率は決定できないということだ。まさに、地域住民による問題の共有化が必要とされる点であろう。

そこで、もうひとつの「情報の地域住民での共有化」が期待されることとなる。その作業は結局、1回のワークショップの実施と調査結果の小冊子を耐震診断を行ったビル所有者に配布するにとどまった。地域住民が存外に忙しからかなか時間を設定できなかつたことがひとつの中だが、1回のワークショップでも住民の関心はとても高かったようだ。「建築ストックの地震リスク情報化とその地域共有化手法」の糸口は見出したとしてよいのだろう。今後3年取り組みを重ねていくということなので、成果を期待したい。

No. 0317

主査 片山 和俊

中国民居研究－客家囲龍屋型民居の構成について

中国の客家民居は特異な形態が注目され、その居住形態や住生活に大きな関心が集まっている。申請者のグループは、いち早く客家民居に着目し、早くも1985年度に住宅総合研究財團の助成を得て、中国南部地域の調査を実施しており、この分野のパイオニアといえる。その研究成果は、学会はもとより地元における客家民居の評価や建物の保存に大きく寄与することは間違いない。

今回の調査研究では、広東省に分布する客家民居を対象にして、詳細な実測図と家具の採取を行い、囲龍屋型、半円樓、円囲、方囲などに類型化している。このうち囲龍屋型は広東省の代表的な客家民居形式である。今回の調査は、建築・什器・周辺環境などの実測調査とミーティング調査に及び、長い日中共同研究で蓄積してきたノウハウを駆使して、みごとな成果を導き出している。そして漢民族の一支系である客家の遷移・移住と関連させながら、とくに広東省における分布と類型を踏まえて囲龍屋型民居の位置づけを試み、さらにこの特異な形式が誕生した要因を8項目にまとめている。

ところで、本研究は、当初は「中国南部地域の客家民居総合化の試み」とのサブタイトルがあり、研究運営委員会では「単なる記録に終らせることなく、客家民居の巨視的な枠組みを是非提示していただきたい」とのコメントを付した経緯がある。この点について、最終稿では、「当初の予想を超えて、その分布範囲が広範囲で、かつ多様な様相を呈していて時期尚早」との理由から副題が削除され、主題の一部が変更された。広東・福建・江西3省における客家民居のルーツと継承、土着化による変容などについてはまだ仮説の段階で、本論文では慎重な表現に終始している。今後とも実証的な調査を加え、是非とも「客家民居総合化」を実現していただきたい。

(尚、本研究は前年度助成の成果報告である。)

No. 0318

主査 水野 弘之

在宅知的障害者のための住宅改善や暮らし方の工夫に関する研究

本研究は建築学分野では未開発の研究分野である、知的障害者の居住環境改善に関して行ったものである。生活実態と居住環境改善の効果の判定には、ヒアリングとアンケート調査というプリミティブな方法をとっている。しかし、知的障害者とその家族を対象とし、しかも在宅という分散した調査対象による研究自体の難しさをもっており、著者らのネットワークを生かした個人、障害者団体等の協力を得てまとめることができた。

研究の枠組みに関しては、予備調査、事例調査、アンケート調査が有機的な連関をもって展開されていない点で本研究の構想段階での不十分さがみられた。例えば事例調査では取り上げられていた入浴の困難については、アンケートでは触れられていない等である。また、結果も予想できた内容（改善など）になっている。

しかし、本研究によって得られた第1の成果は、在宅で暮らす知的障害者本人の人間としての尊厳の保持と生活の質の改善、及び家族の負担の軽減が、空間の改善を行うことによって実現していることが明快に理解できることである。事例調査の記述はやや冗長ではあるが感動的である。このような空間改善の効果を知らずに苦しんでいる当事者やその家族が多いことは本研究からも推測され、研究成果を広く普及する意義があるだろう。

第2の成果は、居住環境改善にあたっては、福祉、保健、医療、建築等の専門家や、学校関係者が連携して改善の支援、助言を行っている事例が明らかになっていることである。知的障害者とその家族の困難は多種多様であり、個々の当事者及び家族の生活課題に対応した改善が必要であり、これを受け止められる体制が必要なのである。研究では個々の専門家の役割や支援の内容などについての分析がない点で残念であるが、困難に対する多面的なアプローチを可能にすることで、適切な改善が実現できたことがわかる。

（尚、本研究は前年度助成の成果報告である。）

No. 0319

主査 松原 茂樹

既存住宅の高齢者福祉施設への活用に関する研究

本研究は、既存住宅を活用してデイサービスを行う宅老所の実態と課題を把握するため、25カ所の施設の訪問調査とその内の1カ所の行動観察調査を実施し、その結果を分析するとともに考察を加えたものである。25カ所の施設の多くは10人程度の定員で、NPOによって運営されている場合が多い。住み慣れた環境、少人数の家庭的雰囲気、一人ひとりに対応した個別ケアなどを活かして自分らしい生活を送ることが既存住宅活用の背景となっている。また、間取りの制約から、基準面積や所用室の確保がなかなか難しいこと、活動部門の接続が一体型や続き間型の平面では一人ひとりの活動に対応しにくいくことや一人になれる空間の確保が難しいこと、分離型の平面では職員配置が難しいこと、などの課題が認められ、利用者の活動に応じた多様な場の確保が重要であることが指摘されている。

既存住宅を活用した宅老所は、2005年の介護保険法改正により、地域密着型サービスのひとつである小規模多機能型居宅介護として、2006年度から介護保険サービスに位置づけられることになった小規模多機能サービスの先駆的取り組みであり、今日改めて注目されている。その意味で、本研究は極めて時機を得た研究であるといえる。類似研究がないとはいえないが、本研究の成果は今後の施設整備に示唆を与える有用性があると評価することができる。

ただし、研究の方法や分析結果の記述についてはいくつかの課題もある。まず、訪問調査した25施設の位置づけである。統計的処理が行われているが、母集団としての意味合いが明確ではない。サンプリングをもう少し厳密にできなかつたのか惜しまれる。また、詳細調査が1カ所しかないのも残念である。活動部門の接続などに着目した平面類型を行っているのであるから、少なくともそれらの比較が可能な調査を実施してほしかつた。インタビュー調査の結果のまとめ方も全体像が読みとれず、恣意的、選択的な引用のようにみえる。既存住宅活用のメリット・デメリットについてもさらに深い考察が求められる。今後の発展的な研究に期待したい。

（尚、本研究は前年度助成の成果報告である。）

No. 0322

主査 櫻井 典子

参加・共生型集住形成における居住者支援組織の役割

－民間賃貸コレクティブハウジングの計画から運営段階を対象として－

続々と建設される超高層住宅の多くは、共有空間を最小に切りつめ、レンタブル比（専有面積比率）の最大化につとめている。超高層に入居しようという人々は「コミュニティ」を好みない、従ってそのような無駄な空間は不要というのがその理由である。コレクティブハウジングはその対極にある住宅の形式である。専有面積の一部を供出してコミュニティのための共用空間を生み出し、参加・共生型集住を実現しようとする。

そのコレクティブハウジングがわが国でもようやく市民権を得てきた。しかし北欧などコレクティブハウジングの先進国のように、ほんとうに計画から運営まで居住参加でつくりあげた例はまだ乏しい。本論文は、それを実践した国内最初の事例「コレクティブハウスかんかん森」の、計画段階から完成後の運営段階まで、正確には居住者募集が開始された2001年1月から入居後約1年7ヶ月を経た2005年1月まで4年間の全記録である。

このコレクティブハウスを実現するために、本研究の委員を含む専門家グループは居住者支援組織NPOコレクティブハウジング社を設立、計画から運営までの居住者支援を実践した。本研究はその記録に基づくもので、研究者自らが実践しながら調査・研究を行う「参与調査」である。経済的負担とシェア住戸導入に関する話し合いの様子、コモンミールについての居住者たちの考え方が、計画段階から運営段階へ徐々に変化していく様子などがリアルに描き出される。後追い調査では得られない説得力があると言えよう。今後同様の試みを行うとする人々に大いに参考になるに違いない。ただ情報がてんこ盛りで図等が必ずしも読み切れない。苦労の跡は忍ばれるのだが。

論文を読みながら、テーマは「居住者支援組織の役割」であるが、より本質な課題は「居住者組織の主体性確立」であることを思い知らされた。知られるようにコーポラティブ住宅や分譲マンションにも「集合住宅デモクラシー」という同根の課題がある。これはわが国の民主主義に係わる課題である。コレクティブハウジング研究の今後の展開に期待したい。

(尚、本研究は前年度助成の成果報告である。)

No. 0207

主査 加藤 光一

韓国無許可定着地（スラム）の形成と解消に関する実証的研究

－再開発と低所得層の居住運動－

韓国ソウル市の無許可定着地である「ナンゴク」における住民の居住実態と再開発の状況を、1995年からほぼ毎年行ってきた調査の報告である。

1章の「韓国無許可定着地の形成・外延的拡大と停滞」では、1950年以降1970年代までの韓国の無許可定着地の歴史的過程を概観している。続く2章「韓国無許可定着地の拡大の終焉と解体・解消」では、1980年代から現在に至る、それ以前とは異なる手法による再開発について、その動きを述べている。特に、1983年から始まる、住民主導的再開発方式、すなわち合同再開発事業について解説しており、開発利益の還元のされかたに言及している。

3章は、「合同再開発の政治経済学」と題し、合同再開発方式に関わる様々な主体の経済的得失についてまとめている。続く4章では、再開発と関連する居住運動である「撤去民運動」について述べている。これらに対し、5章では「ナンゴク」の成立過程と解体過程を述べている。この中では、84世帯に対する調査結果などが報告されている。ただし、これらの調査は、1997年から2000年にかけて行われたものであり、かつ、具体的な調査報告より解説的な部分が多くなっている。

本報告は、読み物としては、韓国の無許可定着地について簡潔にまとめられているが、研究方法が示されておらず、また、どの部分が著者によって得られた知見であるのかが判然としていない。また、研究申請書では、韓国の研究者による分析が思い入れの部分ができるのに対し、外国人研究者の視点は、より客観的に検討できるとしているが、結果としてそのような報告となっているかどうか疑問である。

著者の研究成果の発表に対する意気込みは伝わってくるが、どの部分が本助成によってえられた結果なのかがはつきりせず、記述も研究論文としての形を逸脱した部分が散見される。

(尚、本研究は前々年度助成の成果報告である。)